

令和6年度

# 制度の要点 居宅療養管理指導 (介護保険)

福祉局 指導監査部 指導第一課  
介護機関指導担当

# 今回の内容：第1 事業者が守るべき主な項目

※事業者が守るべき主な項目について、次の項目をご説明します。

なお、介護保険法においては、保険医療機関等に対しても、みなし指定により「事業者」「事業所」の用語が使用されますのでご了承願います。

## 1 人員基準＜事業所に配置すべき最低限の人数＞

## 2 運営基準＜サービスを提供する上で必要な取組＞

- (1)勤務体制の確保等 (2)業務継続計画の策定等
- (3)居宅療養管理指導における医師又は歯科医師の指示
- (4)の1 診療の記録の作成 (4)の2 サービス提供の記録の作成
- (5)感染症対策 (6)秘密保持 (7)虐待防止措置

※ 主な項目に絞ってご説明しています。

## 3 介護報酬を請求する際の注意点

## 4 より良いサービスの提供に向けて

# 今回の内容：第2 令和6年度 介護報酬改定の概要

※令和6年度の介護報酬改定事項【令和6年6月1日施行】の概要について、次の項目をご説明します。

## (居宅療養管理指導)

- 1 患者の状態に応じた在宅薬学管理の推進
- 2 身体的拘束等の適正化の推進
- 3 管理栄養士及び歯科衛生士等の通所サービス利用者に対する介入の充実
- 4 がん末期の者に対する歯科衛生士等の介入の充実
- 5 管理栄養士による居宅療養管理指導の算定回数の見直し
- 6 薬剤師による情報通信機器を用いた服薬指導の評価の見直し
- 7 虐待防止措置及び業務継続計画の策定等に係る経過措置期間の延長

## (全サービス共通)

- 8 人員配置基準における両立支援への配慮
- 9 管理者の責務及び兼務範囲の明確化等
- 10 「書面掲示」規制の見直し

※ 主な項目に絞ってご説明しています。

## 今回の内容：第3 指導・監査

- 1 指導・監督業務の全体像
- 2 指導
- 3 監査
- 4 勧告・命令等
- 5 指定の取消し、指定の全部またはその一部の効力の停止(行政処分)
- 6 関係法令

# 第1 事業者が守るべき主な項目

# 1 人員基準＜事業所に配置すべき最低限の人数＞

(1) 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所

ア 医師又は歯科医師を**1人以上**

イ 薬剤師、歯科衛生士等又は管理栄養士を**相当数**

(2) 薬局である**指定居宅療養管理指導事業所**

・ 薬剤師を**1人以上**

(3) 同一の事業所で一体的に運営している場合、

・ 指定居宅療養管理指導事業所の基準を満たしていれば、指定介護予防居宅療養管理指導事業所の基準も同時に満たしているとみなすことができる(人員、設備、備品)。

## 2 運営基準＜サービスを提供する上で必要な取組＞

### (1) 「勤務体制の確保等」

#### ア 勤務表

- ・月ごとに作成
- ・日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係を明確に記載

→人員基準を満たしていることが確認できるように作成

#### イ サービスを提供する者

- ・雇用契約等により「管理者の指揮命令下にある」当該事業所の居宅療養管理指導従業者によって、サービスを提供することが必要

## 2 運営基準＜サービスを提供する上で必要な取組＞

### (1) 「勤務体制の確保等」

#### ウ 研修の機会の確保

- ・従業員の質の向上を図るため、外部研修や事業所内研修への参加の機会を計画的に確保

#### エ セクシャルハラスメント・パワーハラスメントを防止するための措置

- ・職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発
- ・相談に対応する担当者を定めることなどにより、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業員に周知

## 2 運営基準〈サービスを提供する上で必要な取組〉(2) 「業務継続計画の策定等」

### ア 策定目的

感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定居宅療養管理指導の提供を受けられるようにするため。

### イ 記載内容

#### ・感染症に係る業務継続計画の記載内容

(ア)平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)、(イ)初動対応、(ウ)感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)

#### ・災害に係る業務継続計画の記載内容

(ア)平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)、(イ)緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)、(ウ)他施設及び地域との連携

### ウ 事業所内での研修・訓練

・定期的(年1回以上)に実施

※ 業務継続計画の策定等については、現在は努力義務、令和9年4月1日から義務化されます。

## 2 運営基準<サービスを提供する上で必要な取組> (3) 「居宅療養管理指導における医師又は歯科医師の指示」

### ア 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導

- ・訪問診療等により、常に利用者の病状及び心身の状況を把握
- ・計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づくことが必要

### イ 薬剤師、歯科衛生士等又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導

- ・医師又は歯科医師の指示に基づくこと。
- ・薬局の薬剤師の場合は、医師又は歯科医師の指示に基づき、当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画に基づくことが必要

### ウ 指示の方法

- ・診療状況を示す文書、処方箋等(メール、FAX等でも可)に、「要訪問」、「訪問指導を行うこと」等、指示を行った旨が分かる内容と、指示期間(最長6か月)を記載

## 2 運営基準<サービスを提供する上で必要な取組> (4)の1 「診療の記録の作成」

### ア 医師又は歯科医師

- ・提供した指定居宅療養管理指導の内容を、診療録に記録
- ・診療録への記載に際しては、囲み線で区分するなど  
保険診療などの他の記録と明確に区別
- ・**歯科衛生士等**は、医師又は歯科医師の指示のもと実施し、指導について報告し、医師又は歯科医師はその内容の要点を記録

### イ 薬剤師、管理栄養士

- ・提供した指定居宅療養管理指導の内容について、利用者氏名、実施日時、指導の要点、担当者の氏名のサービスの提供の記録(薬剤管理指導記録、薬剤服用歴、栄養ケア提供記録等)を作成し、医師又は歯科医師に報告

## 2 運営基準〈サービスを提供する上で必要な取組〉(4)の2 「サービス提供の記録の作成」

ア 居宅療養管理指導を提供した際には

- ・提供日
- ・提供時間
- ・具体的な指導やサービス内容
- ・保険給付の額
- ・その他必要な事項

について、サービス利用票等に記録して、契約終了から2年間保存

イ 利用者からの申出があった場合には、

前記のサービス提供記録の文書を交付するなど、適切な方法によりサービス提供の情報を利用者へ提供

## 2 運営基準<サービスを提供する上で必要な取組> (5) 「感染症対策」

感染症が発生し、又はまん延しないように以下の措置を講じる。

### ア 感染対策委員会の開催

- ・幅広い職種により構成
- ・構成メンバーの責務及び役割分担を明確にする。
- ・おおむね6月に1回以上、定期的に行う

### イ 指針の整備、研修・訓練

- ・指針には、平常時と発生時の対策を策定。
- ・事業所内での研修・訓練は定期的(年1回以上)に実施

※ 感染症対策については、令和6年4月1日から義務化されました。

## 2 運営基準＜サービスを提供する上で必要な取組＞（6） 「秘密保持」

ア 従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。

（例）当該指定居宅療養管理指導事業所の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置く。

イ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得る。

## 2 運営基準<サービスを提供する上で必要な取組> (7) 「虐待防止措置」

### ア 目的

虐待の発生及び再発を防止し、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を達成するため。

### イ 虐待防止検討委員会の開催

- ・感染対策委員会(運営基準(5))と同様に、設置して開催

### ウ 指針の整備、研修・訓練

- ・指針には、基本的考え方、研修方針、発生時の対応方法等を盛り込む。
- ・事業所内での研修は、定期的(年1回以上)に実施
- ・事業所での虐待を防止するための体制として、専任の担当者を置く。

※ 高齢者虐待防止措置については、現在は努力義務、令和9年4月1日からは義務化されます。

### 3 介護報酬を請求する際の注意点

※ 介護報酬の居宅療養管理指導を実施するにあたり、次の4点の手続きが必要です。

ア 介護保険の被保険者証を確認

イ 重要事項説明書を作成し、説明のうえ交付

ウ 契約書(契約期間・費用等を含む)を作成して取り交わす。

エ 介護報酬にかかる利用料自己負担分を利用者から受領し、領収証を発行

### 3 介護報酬を請求する際の注意点

※ 介護報酬の居宅療養管理指導費は、  
次の場合には請求できません。

ア 医師又は歯科医師が行う管理指導で、ケアマネジャーへの  
情報提供がない場合

イ 薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等が行う管理指導で、  
医師又は歯科医師の指示がない場合

ウ このほか報酬算定の要件（ケア計画、指導時間など）を  
満たさない場合

※ 居宅療養管理指導費は、報酬請求の根拠となる  
診療の記録等が不十分な場合には、返還を求められる場合  
があります。ご注意ください。

## 4 より良いサービスの提供に向けて

### ア 自己点検票などを活用し、**法令・基準を確認**

- ・自己点検票：運営基準及び算定基準に係る各項目について各事業者が自主的に点検し、事業の適正な運営に資することを目的として、毎年度、東京都が作成し、東京都福祉局のホームページにおいて公開

※ 自己点検票は東京都へ提出の必要はありませんが、事業運営状況の確認を行うためにも、積極的なご活用をお願いします。

※ 関係法令についての詳細は、38ページ以降をご参照ください。

## 4 より良いサービスの提供に向けて

イ 薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等によるサービスの提供(訪問指導)は、**医師又は歯科医師の指示**に基づいて行う。

ウ **診療の記録(医師、歯科医師)等**を遅滞なく作成し、保存する必要性と重要性に注意

エ 介護報酬の請求においては**算定要件を確認**



これらの取り組みを通じて、  
「より良いサービスの提供」をお願いします。

## 第2 令和6年度 介護報酬改定の概要

【令和6年6月1日施行】

「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」  
(厚生労働省 老健局)から抜粋(一部改編)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001230633.pdf>

## 1 患者の状態に応じた在宅薬学管理の推進【居宅療養管理指導】

見直しの概要(薬剤師が行う居宅療養管理指導)

・観点:在宅患者に対して適切な薬物療法を提供する

ア (R6新設)医療用麻薬持続注射療法加算:在宅で医療用麻薬持続注射療法を行っている患者に対して、注入ポンプによる麻薬の使用など在宅での療養の状況に応じた薬学的管理及び指導を行うことを評価

イ (R6新設)在宅中心静脈栄養法加算:在宅中心静脈栄養法が行われている患者に対して、輸液セットを用いた中心静脈栄養法用輸液等の薬剤の使用など在宅での療養の状況に応じた薬学的管理及び指導を行うことを評価

ウ (R6変更)心不全や呼吸不全で麻薬注射剤を使用する患者:頻回な訪問が必要となることから、末期の悪性腫瘍の者及び中心静脈栄養を受けている者と同様に、週に2回かつ1月に8回を限度として算定可能

## 2 身体的拘束等の適正化の推進 【居宅療養管理指導】

### (1) 見直しの概要

- ・観点：身体的拘束等の更なる適正化を図る
- ・義務付けられた事項

ア 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

イ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

### (2) 基準

上記について運営基準に規定

### 3 管理栄養士及び歯科衛生士等の通所サービス利用者に対する介入の充実【居宅療養管理指導】

#### (1) 見直しの概要

- ・観点：通所サービス利用者に対する管理栄養士による栄養食事指導及び歯科衛生士等による歯科衛生指導を充実させる。
- ・算定対象：通院又は通所が困難なもの → 通院が困難なもの

#### (2) 算定要件等

##### <現行>

##### ア 管理栄養士が行う場合

注1 在宅の利用者であって通院又は通所が困難なものに対して、(中略)1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

##### イ 歯科衛生士等が行う場合

注1 在宅の利用者であって通院又は通所が困難なものに対して、(中略)1月に4回を限度として、所定単位数を算定する。

##### <改定後>

##### ア 管理栄養士が行う場合

注1 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、(中略)1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

##### イ 歯科衛生士等が行う場合

注1 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、(中略)1月に4回を限度として、所定単位数を算定する。

## 4 がん末期の者に対する歯科衛生士等の介入の充実【居宅療養管理指導】

### (1) 見直しの概要(歯科衛生士等が行う場合)

- ・観点: 全身状態の悪化とともに口腔衛生管理の頻度が増加する終末期がん患者の歯科衛生士等による歯科衛生指導を充実させる。
- ・終末期がん患者の利用者について、算定回数上限を緩和

### (2) 算定要件等

利用者に対して訪問歯科診療を行った歯科医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、実地指導を行った場合に、

単一建物居住者(当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士等が、同一月に指定居宅療養管理指導を行っているものをいう。)の人数に従い、

1月に4回(がん末期の利用者については、1月に6回)を限度として、所定単位数を算定する。

## 5 管理栄養士による居宅療養管理指導の算定回数の見直し 【居宅療養管理指導】

### (1) 見直しの概要

- ・観点：終末期等における、きめ細かな栄養管理等のニーズに応じる。
- ・一時的に頻回な介入が必要と医師が判断した利用者について期間を設定したうえで追加訪問可能

### (2) 算定要件(追加内容)

- ア 計画的な医学的管理を行っている医師が、利用者の急性増悪等により一時的に頻回の栄養管理を行う必要がある旨の特別の指示を行う。
- イ 利用者を訪問し、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行う。
- ウ 特別の指示に基づく管理栄養士による居宅療養管理指導は、**その指示の日から30日間に限り、従来の居宅療養管理指導の限度回数(1月に2回)を超えて、2回を限度として行うことができる。**

## 6 薬剤師による情報通信機器を用いた服薬指導の評価の見直し 【居宅療養管理指導】

### (1) 見直しの概要

・背景: オンライン服薬指導に係る医薬品医療機器等法のルールの見直し  
ア 初回から情報通信機器を用いた居宅療養管理指導の算定が可能

イ 訪問診療において交付された処方箋以外の処方箋に係る情報通信機器を用いた居宅療養管理指導についても算定可能

ウ 居宅療養管理指導の上限である月4回まで算定可能

### (2) 単位数

46単位/回(月4回まで)(変更)

## 7 虐待防止措置及び業務継続計画の策定等に係る経過措置期間の延長 【居宅療養管理指導】

令和6年3月31日までとされていた以下の義務付けに係る経過措置期間を3年間延長し、  
令和9年3月31日までは努力義務とされた。

- (1) 虐待の発生又はその再発を防止するための措置
- (2) 業務継続計画の策定等

※ 令和9年4月1日からは義務化されますので、引き続き体制整備に向けた準備をよろしくお願いいたします。

## 8 人員配置基準における両立支援への配慮【全サービス共通】

### (1) 見直しの概要

・観点：介護現場において、治療と仕事の両立が可能となる環境整備を進め、職員の離職防止・定着促進を図る。

ア 「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法等による育児・介護等の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。

イ 「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1(常勤)と扱うことを認める。

※ 人員配置基準上の「常勤」及び「常勤換算方法」の計算においては、常勤の従業者が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本)勤務している者を「常勤」として取り扱うこととしている。

※ 「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」  
(令和6年3月版 厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001179451.pdf>

## 9 管理者の責務及び兼務範囲の明確化 【全サービス共通】

- ・観点：提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する。
- ・管理者の責務：利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うこと。
- ・管理者が兼務できる事業所の範囲：管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない。

## 10 「書面掲示」規制の見直し 【全サービス共通】

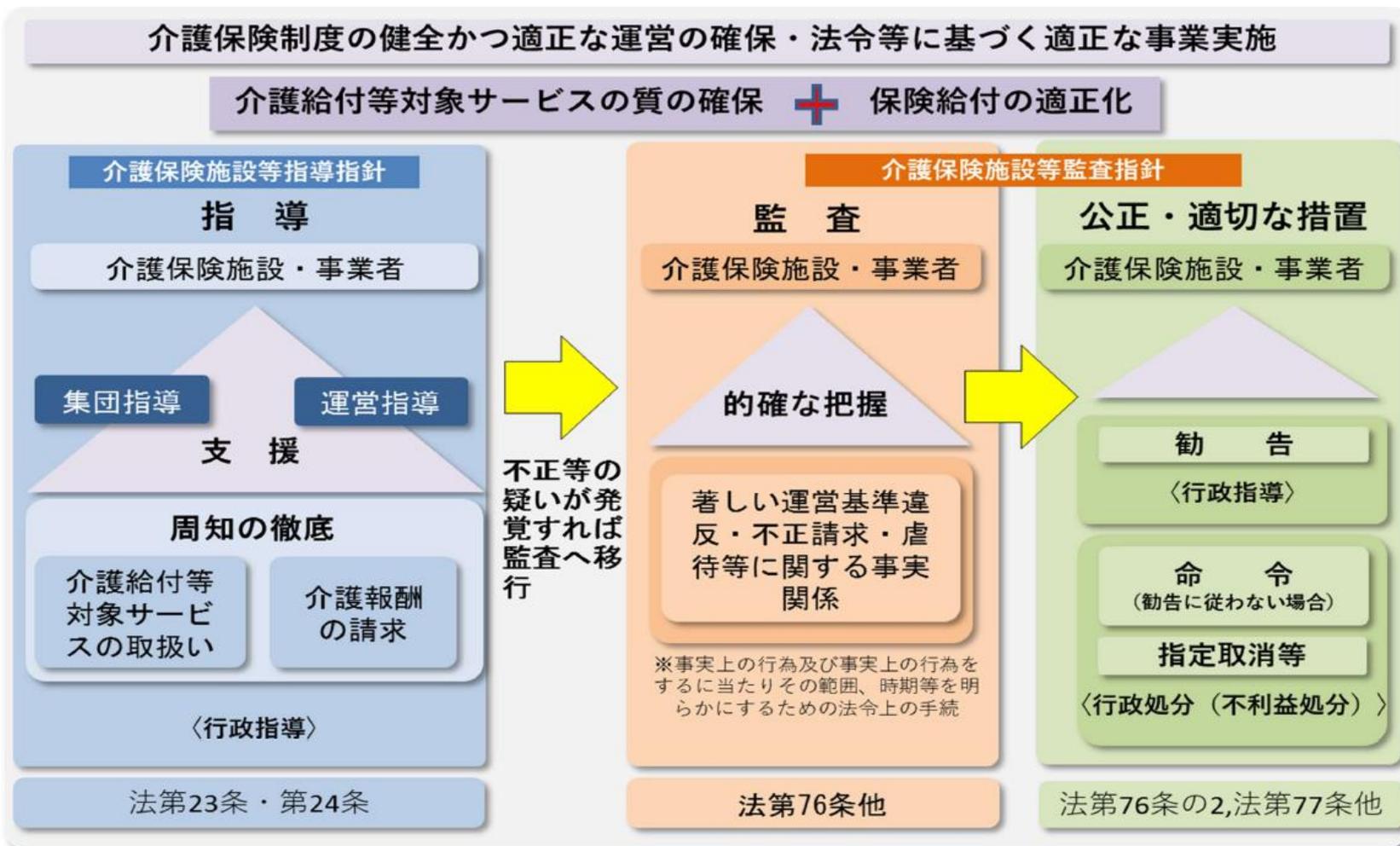
- ・「書面掲示※」 + 原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならない。

※ 書面掲示は、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により代替可能

※ ウェブサイトへの掲載・公表については令和7年度から義務化されますので、準備をよろしくお願いします。

## 第3 指導・監査

# 1 指導・監督業務の全体像



※厚生労働省 老健局 総務課 介護保険指導室「介護保険施設等指導指針・監査指針及び運営指導マニュアルの改正内容と留意点 令和4年度 介護保険指導監督等職員研修」より

## 2 「指導」

### ア 目的

利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭に置き、制度管理の適正化とより良いケアの実現に向けて、介護サービス事業者の質の確保・向上を図ることを主眼として実施

### イ 種類

(ア) 集団指導 (イ) 運営指導 (立入指導)

(ア) 集団指導 **【令和5年度は試行実施、令和6年度からは通常実施】**

介護保険法の趣旨や目的を周知して、指定事業所の運営事務や介護報酬の請求事務について集団指導を実施

※この動画を視聴し、受講確認アンケートにご回答いただくことが集団指導にあたります。

## 2 「指導」

### (1) 運営指導(立入指導)

- ・ **都道府県**が行う実地指導

#### 【根拠法令】介護保険法

(帳簿書類の提示等)

第24条 厚生労働大臣又は**都道府県知事**は、介護給付等に関して必要があると認めるときは、居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った居宅サービス等に関し、報告若しくは当該居宅サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 厚生労働大臣又は**都道府県知事**は、必要があると認めるときは、介護給付等を受けた被保険者又は被保険者であった者に対し、当該介護給付等に係る居宅サービス等の内容に関し、報告を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

## 2 「指導」

### (1) 運営指導(立入指導)

- ・ 区市町村が行う実地指導

#### 【根拠法令】介護保険法

(文書の提出等)

第23条 市町村は、保険給付に関して必要があると認めるときは、当該保険給付を受ける者若しくは当該保険給付に係る居宅サービス等(居宅サービス(これに相当するサービスを含む。))、地域密着型サービス(これに相当するサービスを含む。))、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。))、施設サービス、介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。))、地域密着型介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。))若しくは介護予防支援(これに相当するサービスを含む。))をいう。以下同じ。)を担当する者若しくは保険給付に係る第45条第1項に規定する住宅改修を行う者又はこれらの者であった者(第24条の2第1項第1号において「照会等対象者」という。))に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができる。

### 3 「監査」

指定基準違反や不正請求等が疑われるとき、その確認及び行政上の措置が必要であると認められる場合に実施。

#### 【根拠法令】介護保険法

(報告等)

第76条 都道府県知事又は市町村長は、居宅介護サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、指定居宅サービス事業者若しくは指定居宅サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業員であった者(以下この項において「指定居宅サービス事業者であった者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定居宅サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に係る者に対して質問させ、若しくは当該指定居宅サービス事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定居宅サービスの事業に係るのある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

※ 介護予防は第115条の7

## 4 「勧告・命令等」

【根拠法令】介護保険法 第76条の2 ※介護予防は第115条の8

### ア 勧告(行政指導)

都道府県知事は、指定居宅サービス事業者が以下の場合に該当すると認めるときは、期限を定めて、是正の措置をとるべきことを勧告することができる。

(ア)法第74条第1項の都道府県の条例で定める基準又は員数を満たしていない場合

(イ)法第74条第2項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をしていない場合

(ウ)法第74条第5項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合

※ 期限内に「勧告」に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

### イ 命令(行政処分)

都道府県知事は、「勧告」に対して、正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかった場合に、期限を定めてその勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

※ 「命令」を行った場合はその旨を公示しなければならない。

## 5 「指定の取消し、指定の全部又はその一部の効力の停止」(行政処分)

都道府県知事は、介護保険法において定められている指定事業者の指定取消し等の要件に該当する場合には、指定事業者に係る指定の取消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

### 【根拠法令】介護保険法

(指定の取り消し等)

第77条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定居宅サービス事業者に係る第41条第1項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

※ 介護予防は第115条の9

## 6 関係法令

### (1) 条例

- ・東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第111号)
- ・東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年東京都条例第112号)

### (2) 規則

- ・東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年東京都規則第141号)
- ・東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則(平成24年東京都規則第142号)

### (3) 要領

- ・東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領(平成25年3月29日付24福保高介第1882号)

# 6 関係法令

## (4) 東京都の条例・規則・要領の検索方法

ア Google、Bing、Yahoo!等の検索エンジンにて、

東京都介護サービス情報

と検索

子供家庭 | 高齢者 | 障害者 | 生活の福祉 | 福祉の基盤づくり | 保健・医療

福祉局トップ > 高齢者 > 介護保険 > 東京都介護サービス情報

### 東京都介護サービス情報

既に指定を受けた介護事業者の皆様へ ↓

介護事業者の指定申請を予定している事業者の方へ ↓

事業者の皆様への連絡事項（利用者の安全確保に係る通知やその他通知等） ↓

都内の指定事業者の情報 ↓

> 全サービスに共通する通知等についてはこちらを御覧ください。

\*基準に関する東京都条例や介護報酬関係、Q&Aの内容等も掲載しています。

#### 介護保険

- 介護サービス事業所のBCP策定支援事業
- 指定市町村事務受託法人の指定について
- 介護保険制度の住宅改修関係
- TOKYOかいごチェーン
- インターネットクラブ(介護の正事就業促進事業)
- 東京都介護サービス情報
- 介護サービス事業者の経営情報の報告について

イ 「全サービスに共通する通知等についてはこちらを御覧ください。」という青文字の部分をクリック。

(東京都介護サービス情報)

[https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/](https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/)

# 6 関係法令

## (4) 東京都の条例・規則・要領の検索方法



ウ 「三連表」の青文字の部分を、それぞれクリック。

※「人員、設備及び運営に関する基準について」に掲載されている「三連表」のPDFファイルから、ご参照いただけます。

(指定居宅サービス等)

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/fukushi/r6kyotakukijun>

(指定介護予防サービス等)

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/fukushi/r6yoboukijun>

## 6 関係法令

### (5) 報酬基準等

- ・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日付厚生省告示第19号)【令和6年3月15日付厚生労働省告示第86号】
- ・指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日付厚生労働省告示第127号)【令和6年3月15日付厚生労働省告示第86号】
- ・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日付老企第36号)【令和6年3月15日付老高発0315第1号・老認発0315第1号・老老発0315第1号・別紙1／令和6年4月18日付老高発0418第1号・老認発0418第1号・老老発0418第1号】
- ・指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日付老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号:別紙1)【令和6年3月15日付老高発0315第1号・老認発0315第1号・老老発0315第1号・別紙4／令和6年4月18日付老高発0418第1号・老認発0418第1号・老老発0418第1号】